

国営総合農地防災事業 みなみしべちや 南標茶地区

事業の概要

本事業は、畑 917ha を対象に、泥炭土壤に起因する地盤沈下により機能低下を来している農業用排水路 L=17km 及び農用地 868ha の機能回復（暗渠排水 716ha、不陸整正 111ha、置土 239ha 及び障害物除去 171ha）を行うものである。

目的・必要性

本地区は、北海道東部の釧路支庁標茶町に拓けた酪農地帯である。

地区内では、泥炭土壤に起因する地盤沈下が進行し、農業用排水路及び農用地の機能が低下し、排水不良による湛水・過湿や埋木障害等が起こり、作物生産性や農作業効率の低下を招いている。

このため、本事業では、農業用排水路及び農用地の機能回復を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るとともに、国土の保全に資する。

費用対効果分析の結果

効 用（百万円/年）:

排水路及び農用地の機能回復による 営農経費の節減	2 1 0 百万円
排水路及び農用地の機能回復による 農作物の生産量増加	2 0 3 百万円
施設更新による従前の農業生産の維持	2 3 百万円
その他	6 百万円
計	4 4 2 百万円

費用便益比	1 . 0 5
便 益	6 , 8 8 9 百万円
総事業費	6 , 5 0 0 百万円

注) 数値は、土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

検 討

農業用排水路及び農用地の機能回復により、牧草の生産量が増加するとともに、営農経費が節減され、農業経営の安定化が図られる。

なお、本地区は陸化の進行が懸念されている釧路湿原の上流域に位置することから、湿原への土砂流出を抑制する沈砂池を排水路末端に設置するとともに、希少魚類の生態系に配慮した排水路の護岸工法を採用することとしている。

日程・手続

平成 14 年度早々に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始される予定である。

事業に対する意見

平成 13 年 3 月 標茶町、JA 標茶及び受益者からなる「南標茶地区国営総合農地防災事業促進期成会」において、平成 14 年度新規着工要望を決議。

平成 13 年 8 月 釧路支庁、標茶町等からなる「南標茶地区推進検討委員会」において、平成 14 年度新規着工に向けて推進を図ることを決議。

概要図

1. 受益面積	9 1 7 h a
2. 受益者数	3 4 人
3. 主要工事計画	排水路 1 7 k m 農地保全 8 6 8 h a
4. 国営総事業費	6 , 5 0 0 百万円



平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：南標茶^{みなみしべちゃ}）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること。	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：南標茶^{みなみしべちゃ}）

2. 評価事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項	I 作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減を図る。 II 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上を図る。 III 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。 IV 一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 IV 地元の事業推進体制が整備されている。 V 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 VI 関連する他事業との調整が図られている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「 」とする。